

平成 24 年 10 月 23 日

脊骨院長 様

〒960-8105
福島市仲間町 9-16
株式会社 損害保険ジャパン
福島サービスセンター課



ご回答

拝啓 弊社業務につきましては毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 10 月 10 日に山田先生からいただきました文書につきまして回答をさせていただきます。

敬具

記

<超音波検査についてご回答>

先日のご面談の際にご案内のとおり、超音波検査自体は当社といたしましても全く問題がないものと認識しております。

平成 22 年 12 月 15 日付厚生労働省からの事務連絡にあるとおり、「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について」におきまして【関係法令に反するものではないと解している】との判断にあるとおりです。

しかし、【診療の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務の範囲を超えるもの】と定義されており、先生よりご請求いただきました超音波診断料についてはお支払いいたしかねます。

<自由診療についてのご回答>

「また、自動車事故算定基準は労災基準が算定のあくまでの目安であり、基準外による請求（超音波診断料）も自由診療の一種で労災保険算定基準外により不可とはできない、つまり労災算定基準に表示がなくても、支払不可としてはならないとされております」といただいております。

当社といたしましては、貴院より目安料金で合意をいただいております、目安料金以外の施術につきましては、お支払をいたしかねます。

同封書類

「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について」・・・1 通

「平成 11 年度医療監視等講習会質疑応答」・・・1 通

以上